

# 違法輸出に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

## 刑事罰

- 最大
- ・ 10年以下の懲役
  - ・ 10億円以下の罰金(法人の場合)
  - ・ 3千万円以下の罰金(個人の場合)

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が上記罰金額を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

## 行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止

経済産業省からの  
違反企業に対する警告



注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。

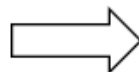
# 最近の主な違反事例(重大違反)

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備考
平成30年1月22日(略式命令)： 個人に対し罰金100万円 平成30年4月24日(行政処分)：3ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・赤外線カメラ(10項 (2)(4)(7)) ・中国	・無許可輸出
平成29年7月25日(行政処分)3ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・誘導炉(2項(13)) ・イラン等	・無許可輸出
平成27年6月15日(略式命令)： 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日(行政処分)：4ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維(2項(17)) ・中国	・韓国迂回
平成23年3月25日(判決)： 代表取締役1年6ヶ月(執行猶予3年)、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日(行政処分)：1年1ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成21年11月5日(判決)： 社長に懲役2年(執行猶予4年)、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日(行政処分)：7ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成21年8月7日(判決)： 社長に懲役3年(執行猶予4年)、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日(行政処分)：1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型タンクローリー 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反(奢侈品)有り ・韓国迂回
平成21年7月16日(判決)： 社員ら4名に懲役1～2年6ヶ月(執行猶予3年) 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日(行政処分)：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械(2項(12)) ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出
平成19年6月25日(判決)： 元副会長ら4名に懲役2～3年(執行猶予4～5年) 法人に対し罰金4,500万円 平成19年6月26日(行政処分)： ①6ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②2年6ヶ月間：三次元測定機の全地域向け輸出禁止(①、②合計で3年間)	・三次元測定機(2項(12)) ・マレーシア等	・1台がリビアの核開発施設で発見 ・検査データを改ざんし、性能を低く見せかけ非該当品として輸出
平成19年3月20日(略式命令)：法人に対し罰金100万円 平成19年5月11日(行政処分)：9ヶ月間：無人ヘリコプターの全地域向け輸出禁止	・無人ヘリ(4項(1-2)) ・中国	・未遂

# 最近の主な違反原因の例

## 違反事例

該当貨物であることは認識していたが、納期が迫っていたため、担当者の判断で無許可で輸出してしまった。

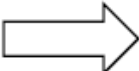


## 違反防止のポイント

契約書に許可取得の発効条件を盛り込むとともに、輸出管理体制を構築することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

複数回に分けて船積みすれば、少額特例が適用できるのでは？



少額特例の適用可否は、契約書記載の金額等に基づき判断することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

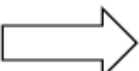
許可を取得して該当品を輸出した。不具合により返送されたため、修理後、修理特例を適用して再輸出したが、先方の要請により当初輸出先と異なる先に輸出した。



修理特例を適用するためには、再輸出先は、許可を得た当初の輸出先であることが必要。

再輸出先が異なる場合は、改めて許可が必要。

包括許可マトリクス表を読み違い、特別一般包括を適用してしまった。



輸出管理体制を再構築し、組織内での取引審査を含めた適切な審査が必要。

ダブルチェック体制が必要。